

平成29年度当初予算における引上げ分の地方消費税収の市町村交付金(社会保障財源化分)が
 充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 114,000 千円
 ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,749,483 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					備考	
		特定財源			一般財源			
		国・県 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方 消費税(社会保 障財源化分の市 町村交付金)	その他		
社会福祉	社会福祉総務費	112,985	4,057	22,700		5,705	80,523	
	障害者福祉費	510,230	360,974	1,500		9,776	137,980	
	福祉医療給付費	196,960	74,800			8,082	114,078	
	老人福祉費	146,889	133	15,900	19,727	7,352	103,777	
	児童福祉総務費	261,931	153,212		10,815	6,477	91,427	
	児童措置費	174,391	147,353			1,789	25,249	
	児童館費	38,562	19,072		2,619	1,116	15,755	
	保育園費	157,521	12,394		21,598	8,173	115,356	
社会保険	国民健康保険費	350,355	88,955		36	17,292	244,072	
	介護保険費	384,518	4,668			25,131	354,719	
	後期高齢者医療費	340,617	59,902		2,908	18,380	259,427	
保健衛生	予防費	60,852	644		1,832	3,862	54,514	
	母子保健費	13,672	389		208	865	12,210	
合計	2,749,483	926,553	40,100	59,743	114,000	1,609,087		

・引上げ分の消費税収(市町村交付金を含む)は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。

※「**社会保障4経費**」とは、制度として確立された「年金」「医療」及び「介護」の社会保障給付、並びに「少子化に対処するための施策に要する経費」をいう。

※「**社会保障施策**」とは、・社会福祉・社会保険・保健衛生のいずれかに関する経費をいう。